

# 契沖の品物（動物・植物）解釈について

——萬葉代匠記（精選本）惣釈を中心に——

## 和田義一

万葉集卷十九・四一四三番の家持歌「攀折堅香子草花歌一首」について『萬葉代匠記』の釈文は次のように述べている。「六帖二、

今ノ歌落句ヲカタカシノ花トテ木部類ニ入タレト、題ニ既ニ草花トアレハ木ニ入レタルハ誤ナリ。カタカシトヨメルモ仙覚抄ニ古点トテ嫌ヘリ。ケニモ題モ哥モ共ニ堅香子トカケルヤウ、子ノ字音ニ読ヘクハアラス見エタリ。仙覚抄ニ、カタカコ、又ハ、キノシリト云春花サク草ナリ。其花ノ色ハ紫ナリトカレタルハ彼抄オホツカナキ事ノミアレハ慥ニハ信シカタシ。昔ヨリ此哥ナラテハヨマヌニヤ。

草木ノ間ヲタニ能知ラス待リケム。」（精選本）（引用は岩波版『契沖全集』（第七巻）による。以下同じ。）契沖は『古今和歌六帖』

（第六）が「堅香子」をカタカシと訓み、木部類に分類したこと、「草木ノ間ヲタニ能知ラス待リケム」と非難し、また仙覚抄も「彼抄オホツカナキ事ノミアレハ慥ニハ信シカタシ」と非難している。

契沖は代匠初稿本でも下河辺長流が『材林和歌抄』で、堅香子を古今六帖にならってカシの木に分類したことを非難して「見侍らぬことを材林抄にておしはかりたれば、これさへ又たかひて侍らん。」と述べ、「草木のあひたさへわきまゐる人のふるくよりなかりけるにこそ」と結んでいる。そして、代匠記精選本の物釈「集中草木」部では「堅香子之花<sup>カタカコノハナ</sup>草也」と明記する。

契沖は精選本惣釈の「鳥獸蟲魚」の項では五九種、「草木」の項では一五六種の品物<sup>ひんぶつ</sup>を挙げている。それぞれの品物には万葉集所載

の卷・丁を示し、さらに品物の解釈に及んでいる。ただし、卷・丁

を示すだけのものや、「鯨有勇魚取  
故集中處々」、「水長鳥枕詞」などと枕詞であることを指示するだけの記述もある。

代匠記卷七・一四〇番歌の「志長鳥」の釈文には「志長鳥ハ居名野ノ居ト云ハンタメノ枕詞、別二注ス。」(精選本)、「しなか鳥は、猪名野とつゝくる枕言。これにふるくより説々あれど、皆胸臆にして信用しかたし。別にひとつ今案あり。あたりあたらすはしらねと、別に积して附たり。」(初稿本)とあり、また、代匠記卷九・一七三七番歌の「水長鳥」の釈文でも「しなか鳥あはとつゝくるゆへは、枕詞を別に注せし中有。」(初稿本)、「水長鳥ハ安房ノ枕詞ナリ。別二注ス。」(精選本)とある。代匠記初稿本執筆の段階で「万葉代匠記枕詞」執筆の構想があり、著述も進んでいた。<sup>〔1〕</sup>

これに対して、「代匠記卷三・二六七番歌の「牟佐佐婢」」の釈文(精選本)で「ムサヒは鼯鼠ナリ。別二注ス。」とあるものの、惣釈の「牟佐ムサ・妣サビ」の項では「和名集云」として『倭名抄』の本文を引用するだけにとどまっている。また、代匠記卷十七・四〇一一番歌「思放逸麿夢見感悦」の釈文(精選本)には「鷹」についての詳細な記事があり、その頭書に異筆で「此注ハ別二惣釈へ可入」とあるものの、惣釈には単に「鷹十九之四十四」とだけある。このように精選本惣釈は精選本本文と整合性を欠く。現存の精選本惣釈は未

完成のものと推定される。

ところで、「品物」という語が江戸時代の本邦の本草書に用いら

れた例としては貞原篤信『大和本草』(宝永六年一七〇九刊)が最初であろう。同書の卷の一「論二本草書」に「中華ノ諸州ノ府志甚多シ、各方土ノ鳥獸艸木蟲魚玉石等ヲ多ク載タリ。閩書ノ内ニ南產志アリ。南海ニ所レ在ノ品物ヲ戴ス」とある。この「品物」は「鳥獸草木虫魚玉石等」を指す。荒木田嗣興『万葉品類鈔』(天保五年一七三四刊)の自序には「竊謂先哲有詩経名物之解、未聞有萬葉集名物之解者、集中所詠草木鳥獸蟲魚介金玉服帛造釀器物船具、其名不<sub>レ</sub>易辨者、至多矣。故就諸家之說、考証之、聊加吾聞見而分品物部類、釐成一書。名之曰萬葉品類鈔」とある。「品物」とはここでは「草木鳥獸蟲魚介金玉服帛造釀器物船具」などを指す。「品物」を部類に分けた書物を「(萬葉)品類鈔」と名付けたとい。『品類』という語は益軒が「本草綱目二品類ヲ分ツテ可<sub>レ</sub>疑事多シ」(論二本草書)と使っている。

「品物」を動物・植物に限定して使用したのは鹿持雅澄『萬葉集古義附錄品物解』(明治三十四年一九〇一刊)である。『品物解』の自序は「此書著さむと思ひおこしてより集中に出たる草木鳥獸魚蟲のあるかぎりは一首だに漏さず聚めて仮に品物類聚と名く」と書き始め、ついで「凡そ品物等を戴たる書にはたとへば草に花草、

蔓草、水草、海草等の品色ある如く草木鳥獸各々、其品類あるが故に其門を分て次<sup>ツイテ</sup>第<sup>二</sup>を立ることから<sup>タミ</sup>本草を始めてみなその定なり」と記す。

契沖の著書には「品物」の用例は見当たらない。代匠記精選本物の見出し項目は「集中鳥獸蟲魚」及び「草木」である。この二項目の内容は雅澄の「品物」に相当する。「鳥獸蟲魚」及び「草木」を「品物」と呼ぶ時、そこには多少とも本草学的觀点が導入される。精選本物の中心に契沖の品物解釈が如何なるものであったかを考察するのが拙稿の目的である。

## 二

代匠記精選本物の第一項目は「集中鳥獸蟲魚」である。その下に「次第イロハニヨレリ」と注記している。鳥・獸・虫・魚を細分せず、一括してイロハ順に記載している。それを私意で鳥・獸・虫魚に分類すると次のようになる。鳥類三六種、獸類七種、虫類六種（契沖は「晚蟬」と「蟬」を別立てに扱っているので、そのまま二種に教えた）。魚類一〇種（「鮫龍」、「小螺」（貝類）も魚類に含める。）で、合計五九種となる。

第二項目「草木」は「附海菜」と注記があるが、これも一括してイロハ順に列挙されている。これを私意で分類すると、草類（「粟」・

「麦」・「麻米」などの穀類を含む）八七種、木類（「竹」類を含む）五九種、海菜類（「莫告藻」・「繩菜」（繩乘）・「水松」・「藻<sup>(3)</sup>」・「菅<sup>(モ)</sup>」・「軍布」）六種、その他（「花」・「花數」・「紅葉」・「狹野方」など、何れにも分類できないもの）四種、合計一五六種となる。

物の記事は既述の如く単に品物の所載の卷・丁を示すだけのものと詳細な釈文を記すものがある。後者の場合、参考書も引用される。引用参考書としては和名抄が最も多い。和名抄引用の記事は十二個所ある。それを記載順に通し番号を附して項目をあげると、1 稲負鳥、2 霽公鳥、3 嘸子鳥、4 牟佐々妣、5 萩、6 薄、7 垣津旗、8 莫告藻、9 山振、10 賢木、11 狹根葛、12 薄などである。これら和名抄引用の記事は契沖が特に関心を持っていた品物である。以下順次考察してみよう。

1 稲負鳥<sup>(ナオセゼ)</sup>では「和名集云。萬葉集云。稻負鳥、其讀以奈於保世度里」（卷十八・七才）と引用し、続けて「此ハ順ノ暗記ノ誤歟。此集ニヨメル事ナシ。若ハ新撰萬葉集云ト有ケム新撰ノ二字ノ落タル歟。彼集ニハアリ。サレトモ奥義抄ノ稻負鳥ノ注ニ引カレタルモノノ本ノ如クナレハ暗記ノ誤ナルヘシ」と述べる。萬葉集に稻負鳥の詠歌がないのに「萬葉集云。稻負鳥、其讀以奈於保世度里」とあるのは疑問だ。新撰萬葉集には稻負鳥の詠歌がある（卷上）から和名抄に「萬葉集」とあるのは「新撰萬葉集」の誤記とも考えられる。

しかし、『奥義抄』も和名抄の稻負鳥の同文の記事を引用しているから、和名抄の「萬葉集云。稻負鳥……」の記事の「萬葉集」は「新撰萬葉集」の誤記ではない。和名抄の記事が間違っていることになる。それを契沖は源順の記憶違いだという。

契沖は『古今余材抄』卷三（二〇八番歌）の「いなおはせ鳥」の釈文でも「山鳥有稻負鳥名」とて鳥部に順は載られるものを、万葉には稻負鳥はよまれさるを、引文に出されたるは順の誤なり。<sup>4</sup> 博覧の人はおほく暗記にまかするゆゑにかへりてかゝること有なり」と述べて、和名抄に全幅の信頼を置きがたいことをいう。

## 2 霍公鳥ホトトギスでは「和名云。唐韻云。鷗鷺ホトトギス保度々木須ホトトギス今之郭公也」（卷

十八・八才）を引用し「此集二八假名ニカケル外ニハ、定テ今ノ三字ヲ用タリ。」と述べている。「今ノ三字」とは「霍公鳥」をいう。

契沖が「集中散在」と述べる如くホトトギスの詠歌は多いが、万葉集ではホトトギスの表記に仮名書きか「霍公鳥」を使用するかのいすれかである。和名抄は漢名「鷗鷺」に和名「保度々木須」をあてこの鷗鷺を「今之郭公也」とする。『新撰字鏡』にも「郭公鳥ホトトギス保止々支ホトトギス」とあるから、ホトトギスを「郭公」とするのは和名抄と同じである。平安時代は「郭公鳥」をホトトギスとするのが一般であった。しかし、本草学の立場からはホトトギスとカツコウは異なる扱いをする。

中国本草書は「郭公」に「布穀」・「鳩鳩」をあて<sup>5</sup>、本邦でも江戸期

の本草書は「鳩鳩」をカツコウ、「杜鵑」をホトトギスとしている。

契沖は万葉集がホトトギスの表記に「霍公鳥」をあてたことを不審に思つてか「今按、異朝ニ鳴鷗鷺大聲ノ郭公ト聞ユル故ニ、此名ヲ負セタル歟。サテ霍郭普通スル故ニ、何レヲモカケル歟」と述べる。「哥ニヨメル様ハ、杜鵑ニ通ヒテソ聞ユル」と、その例証をも挙げて万葉集のホトトギスは漢名「杜鵑」に相当するのではないかと述べる。カツコウについては「夏ノ初、俗ニカツコウト云鳥ノ鳴ナルハ、彼力聲ノサ聞ユルニ付テナリ。然レハ郭公ハ若是ニテヤ待ラム」という。和名抄がホトトギスを「今之郭公也」とすることについて契沖は当然疑問視していた筈だ。

ところで、物説の本文は「然レハ郭公ハ若是ニテヤ待ラム」の次、「唐ニ櫻ト云文字ハコヨノ」で中断され、「喚子鳥」の釈文が掲載される。ただし、「喚子鳥」の釈文も冒頭部は欠落している。『契沖全集』はこの中断部分を「此間一丁欠。原本綴目丁付」前丁ハ「一」、次丁ハ「三」トアリ。コノ一丁ニハ霍公鳥説明文ノ後半ト、喚子鳥マデノ項目ノ見出シ、用例、説明文ト、喚子鳥ノ説明文ノ前半アリシモノカ」と説明している。『契沖研究』は「代匠記精選本を基とした水戸家の釈万葉集に代匠記の欠文を補う部分がある」という。『釈万葉集』（原撰本）別巻第二第40丁表～41丁裏および38丁裏、45丁表～46丁裏の部分が該当箇所で「釈万葉集の「霍公鳥」の項の

後半から（「鶴鳥」）「忘貞」「貌鳥」の項の全部、「呼子鳥」の項の前半とほぼ同内容のものが代匠記精選本に入っていたと推定される」という。惣記の記事は糸万葉集別巻の「ほとゝぎす」の項の前半部の記事と一致する。従って、惣記の欠落部分はそのまま糸万葉集の後半の記事をもつて補うことができるという。確かに惣記の記事に糸万葉集の記事をつなげても内容面での矛盾はない。しかし、糸万葉集の記事には『本草綱目』よりの引用がある。代匠記本文には本草綱目の引用が数箇所あるが精選本物糸では見られない。

糸万葉集には本草綱目第四十九卷禽之三の「鳴鳩」の「釋名」の前半部が引用されている。本草綱目によれば「布穀」は「鳴鳩」であり、「獲穀」・「郭公」・「撥穀」とも称した。鳴声による命名だという。一方、和名抄は「布穀和名布々土利」とする。これについて糸万葉集は「布穀和名<sup>(ア)</sup>此心、俗ト鳥と云是故不豆<sup>(シ)</sup>同韻此鳥も又四月之初鳴故に農家以為候」と述べ、また、和名抄の鷦鷯については「字彙云鷦鷯<sup>(ラムル)</sup>藍鸞<sup>(スズメ)</sup>鳥名俗<sup>(ニ)</sup>称<sup>(ス)</sup>郭公」という。「是和名の説

／＼同しけれとも和名は是をほとゝぎすとす」と述べて、和名抄の誤りをいう。そして「本草に依れば字彙の意も和俗に云かつぼう鳥也、彼の声に依て名づくる意和漢同し、郭公をほとゝぎすとするは本朝昔よりの誤にて実には杜鵑なるへし」と結論している。ホトトギスを「郭公」とすることの誤りを指摘するには本草綱目を参照し

なければならなかつた。しかし、契沖は精選本物糸執筆當時、和名抄の記事の当否を吟味することに力点を置いていて、正面切って本草綱目の記事を引用したかは疑問である。むしろ、糸万葉集執筆の段階で本草綱目が引用されたのではなかろうか。

「喚子鳥」の冒頭部も欠落している。前述の如く、『契沖研究』はこの欠落部を糸万葉集で補うことができるという。糸万葉集の後半部、「先第八卷上春雜歌に世の常に聞は苦し」以下末尾の「一首まで同しさまよめるにて知へし」までは確かに『契沖研究』がいふように惣記とほぼ重複する。小異は惣記が「二首マテ同シサマニヨメルニテ知ヘシ」で終るのに対し、糸万葉集はこの後に「又按鶴鳥をも鶴子鳥ともよみたれはもとは喚鳥にて子は添たる詞にや」が附加されているぐらいで大差はない。

しかし、糸万葉集の前半と惣記に記載されている「先第八卷上春雜歌に世の常に聞は苦し」以前の記事とは内容的にかなり差異がある。惣記は初め、徒然草（第二百十一段）の一節「（喚子鳥は）春ノ物ナリトハカリ云ヒテ、イカナル鳥トモサタカニシルセル物ナシ」を引用し、さらに、林羅山の「野槌」（元和七年（一六二一）成立）の一節を「林氏カ野槌云、長谷川式部小輔守尚カ家ニテ、常縁宗祇基綱ノ相傳ノ書ヲ見待リシニ、喚子鳥ハ人ヲモ云トアレト猿ト云カヨキナリ、ト記セリ。」と引用している。これは「世の

「儒宗トスル人」林羅山が「常縁宗祇基綱ノ相伝ノ書」を、それを所持していた長谷川式部小輔守尚の家で実見した時のことを述べている。

林羅山は夙に慶長十二年（一六〇七）、長崎で新渡の「本草綱目」を入手し、将軍家康に献上した。慶長十七年には『本草綱目』を抜写し、国訓を附して『多識篇』五巻を編纂し、さらに、寛永八年までに『新刊多識編』（五巻）を刊行した。いわば江戸期の

意今案ニソ猶庭タヽキニヤト思ヒ待レト、無<sup>サセ</sup>差證<sup>」</sup>、同ニ清輔朝臣<sup>」</sup>。是ハ上ノ奥義抄二同心シ給ヘリ。八雲御抄二、古今ノ稻負鳥家卿説<sup>ヲ可正説トス</sup>。彼鳥ノナク時、人ノ家々ニ稻ト云物ヲ負テ入也。假号<sup>レ</sup>之。是ハ定家卿モ何レノ鳥トハ定メスナカラ、イナオホセト。名付ル由ラノミ釋シタマヘルナリ。是ハサモ有ヘキ事ナリ。呼子鳥、マコトハ是ニ准ラフルヲ正説トスヘシ。」と。

本草学盛行の淵源となつた儒宗である。羅山は「野植」で古今伝授説を批判している。釈万葉集では「習事など待るとかや」と軽く片付けられているが、惣釈が野植を引用していることで契沖もまた古今伝授に批判的であることがよく分かる。惣釈の文章は不完全だが、そこには契沖の意図する所がよく表れている。

惣积は野槌引用の後、万葉集歌（⑧一四四七・⑩一九四一・⑩二八二二）、後撰集歌（②七九・⑬九四二）、惠慶法師歌（新編国歌大観 惠慶法師集一四六番）、曾丹ヶ集（同好忠集三七番）、源仲正歌（同夫木和歌抄一二八三一番）などを引用し、喚子鳥の実体を論証しようとする。しかし、明確な結論は出されない。最後に「奥義抄」

「頭注密勘」「八雲御抄」などを引用する。奥義抄ノ稻負鳥ノ注を終ニ云、順カワキマヘサラム事ヲ今ノ世ニ定カタシ。頭昭ノ古今集抄同鳥ノ注ノ終ニ、定家卿密勘云。稻負鳥。先人説コレニ同シ。愚

あつた。奥義抄は注の終りに「順カワキマヘサラム事ヲ今ノ世ニ定カタシ」と述べる。順の影響は定家の顯注密勘、八雲御抄にも及んでいる。八雲御抄は「定家卿説可正説」としながらも「彼鳥ノナク時、人ノ家々ニ稻ト云物ヲ負テ入也。仮号」之」という。契沖は八雲御抄の「イナオホセト名付ル由ヲノミ釋シタマヘリ」態度を良しとして、呼子鳥についても「マコトハ是ニ准ラフルヲ正説トスヘシ」と結んだ。喚子鳥の実体を突き止めるのは困難だが、命名の由來を考察することはできるということだろう。

喰子鳥の命名の由来については下河辺長流の元喰があることを契沖は代匠記初稿本(巻八・一四一九)の釈文で述べている。「長流

か申けるは、よふこ鳥といふゆへに、子をよふやうにもよそへよめと、ぬえをぬえこ鳥ともよめるたくひにて、人をよふやうになければ、よひ鳥といふ心にて、子は付たる字なるへしと申き。さもと聞ゆ。<sup>(10)</sup>と。前述の釈万葉集の喚子鳥の釈文の最後の「又按鶴鳥をも鶴子鳥ともよみたればもとは喚鳥にて子は添たる詞にや」という文は契沖の意図を汲んだものである。

品物の同定の困難さについて、契沖は既に初稿本で記している。

「よふこ鳥も、昔は人ことに知たる鳥にて待けむを、昔有し物の今なきもあり、また昔なかりし物の今有もあり。又いやしきものゝ、昔よりある名をしらて、わたくしにいやしき名をつけてよふを、その物すくなくて、然るへき人もよくしらねは、かのいやしくわたくしにつけたる名をよふまゝに、物はそれながら、名のかはりゆきて、物と名と、みなたゞしらすにしらすなりぬる事おほし。よふこ鳥を、今世その鳥とする人もなきも此ゆへなり」<sup>(11)</sup>という。手がかりを与えてくれるはずの和名抄も十分な信頼を置けない。「和名集にも、此集を引きて名をのみ出したれば、それと知かたし」と言い、また、「和名集には喚子鳥と別にして、此集を引て證していかなる鳥とも积せられず。しかれは鶴にも鳩にもあらずと見えたれど、彼集は此国の宝ながら、日本紀此集などの中に、たしかに和名ある物の中に、积しもられたる物おほければ、その例にやとも申へし。」<sup>(12)</sup>と

述べる。ただし、上に続けて「又稱負鳥のことく、名を出して釈せぬを清輔朝臣の奥義抄に、順かわきまへさらむほとのことを、今の人わきまへかたしといはれたるは、大才の人をたぶんことはさることなれとも、順のしらすして釈せられざるにはあらず。その時は人は、皆その物としりて、別に釈すへきことなきなるへし。」とも述べて順を弁護している。

古今伝授説に対する批判は既に初稿本（巻八・一四一九）に見える。「呼子鳥は此集にはあまたよみ侍るを、古今集には春部にたゞ一首見え侍り。後々は彼集につきて家々のならひ出来て、此よふこ鳥もこと／＼しく人の申物となれり。詩經などに出たる鳥獸草木も、詩家の説まち／＼なれど、此国のことく、事有かほにいへる人なし。」と記している。

惣釈では喚子鳥の項の冒頭に林羅山の『野槌』を引用して古今伝授説を批判したことは先に述べた。この見解は以後も一貫している。『古今余材抄』の「よふこ鳥」の項では、惣釈と同じく『野槌』が引用されている。「兼好法師かつれ／＼草に喚子鳥は春の物なりとはかりいひていかなる鳥ともさたかにしるせる物なしといへる所に、羅浮子か野槌云」以下「心敬法師の櫻井基佐に語られたるも此の定なり」<sup>(13)</sup>までが全く同じ文である。荒唐無稽な古今伝授説を超克することが当面の目標だが、その根拠とすべき和名抄や古典として

尊重すべき清輔・定家の歌学書にも限界があることを契沖は痛感していたのではなかろうか。

4 牟佐々婢については、物积は万葉集所載の個所「三之一八、六之三十八、七之二十一」を示し、次に「和名集云」として、和名抄（卷十八・二〇丁ウ）の記事を引用している。代匠記初稿本卷三・

二六七番歌の积文では、和名抄の一部を引用<sup>[1]</sup>し、続いて「鼈鼠飛生五技鼠などもいふ。五技あれとも、いつれも長せぬゆへに、常にうゆれば、朗詠集にも、飢鼯性躁懶々乳とつくり、山谷か詩にも、五技鼯鼠笑鳩拙とも作れり。此集第六第七にまた読り<sup>[15]</sup>」と記している。また、初稿本卷七・一三六七番歌の积文でも「むさひは、第三第六に注せり。五技あれとも、みな身をたずくるにたらねは、常

にうえてあるゆへに、文選譜<sup>[16]</sup>玄暉<sup>[17]</sup>敬亭山<sup>[18]</sup>詩云。獨鶴方<sup>[19]</sup>朝<sup>[20]</sup>唳<sup>[21]</sup>。契冲は代匠記初稿本卷三・三八四番の积文（カラアヰの积）で「類聚古集といふ書和漢いつれとも、時代いつの比出来りとも、ここにひける外はきこえぬ書にや。」と述べているから類聚古集の存在についてはよく知らなかつたと見える。

### 三

饑鼯此<sup>[22]</sup>夜啼。鳥のちかつくを待かけて取物なれば、鳥を取くらふ

こととのもしけれは、うゆるゆへに、瘦ることはりなり<sup>[16]</sup>」とある。

これに対して、精選本二六七番歌积文は「ムサヒハ鼯鼠ナリ。別ニ注ス。」とある。物积で改めて総合的に記述する予定であった。しかし、現存物积は和名抄の記事の引用だけに終っている。物积の記事は未完成である。

なお、和名抄のムササビの記事は夙に『類聚古集』に引用がある。

類聚古集卷七獸部の見出し項目「牟佐々婢」に「字作鼯鼠本草云鼯

鼠一名状<sup>[23]</sup>而翼<sup>[24]</sup>以蝙蝠 鼴音力水反鼯音吾和名无佐々比<sup>[25]</sup>」と注記がある。これは和名抄の記事の一部である。ムササビについては和名抄の記事がわが國宮廷歌人の一般的知識であった。綺語抄（上巻・坤儀部）や和歌童蒙抄（第九・獸部）にも二六七番歌は引用されているが、物积はない。和名抄の知識が常識として受け入れられていたからであろう。結局、ムササビについての知識は源順以来契冲に至るまで和名抄の知識を越えるものはなかつたと言えよう。ただし、

契冲は代匠記初稿本卷三・三八四番の积文（カラアヰの积）で「類聚古集といふ書和漢いつれとも、時代いつの比出来りとも、ここにひける外はきこえぬ書にや。」と述べているから類聚古集の存在についてはよく知らなかつたと見える。

(卷二十・三才) を引用し、「芽ハ茎ノ俗字ナリ。然レハ此集ニ<sup>ヨ</sup>芽ニ作レルハ傳寫ノ誤歟。芽ハ萌芽ニテ別義ナリ」と一旦断定している。しかし、続けて「但集中ニ数知ラス多カルヲ一処モ芽ニ作ル事ナキソ恠シキ。又新撰萬葉集モ今ノ本ハ皆芽ニ作レリ。」と疑念を述べ、また「茎ノ字トテモ、玉篇ニモタゞ草名トノミ注シテ、萩トスヘキコトワリ見エネハ、故アリテ芽ノ字ヲ用タル歟。子ノ字ヲ加ヘテカケル事ノ多キモ恠シ。是ニ依レハ和名ハ却テ芽ヲ<sup>ヨ</sup>芽ト見誤ラレタルニヤ、オホツカナシ」と和名抄に対する不信感を述べる。

契沖の見聞した万葉集の諸本はすべて「芽」字を使って表記している。また、契沖の見聞した新撰萬葉集「今ノ本」も「皆芽ニ作レリ」。従って、和名抄の記述の方が誤っているのではないかと述べる。

木下正俊氏は神田本(紀州本)ではハギの表記として「芽」・「<sup>ヨ</sup>芽」の使用例が一三三個あり、そのうち「芽」は一〇五回使用されていて、その全部が巻第一から巻第十に存在していることを言われる。<sup>(19)</sup>

また、契沖附注の「新撰萬葉集」(元緑刊本)は寛文刊本に契沖が加筆訂正したものを基にしているが、乾善彦氏は寛文版の校訂に際して契沖が対校した本は鳥丸光広卿の奥書を持った本文の系統、所<sup>(20)</sup>謂流布本系統の本であると言われる。契沖は「又和名ニ此集ニ用タル字ヲ此集ヲ置テ、新撰萬葉集等ノ後ノ書ヲ引カレタル事多シ。今ノ芽ノ字鉢ノ字等ナリ。搜索ノ至ラサルニヤ」とも述べている。契

沖の和名抄批判は、「今ノ本」は見得ても、「古ノ本」まで広く見ることを得なかつた契沖の「搜索」の限界を逆に、示すものといえよう。

<sup>6</sup> 垣津旗については、和名抄の記事(卷十七・二十才)を引用し、ついで「ヌナハト名付ル意ハ沼繩ナリ。沼ニ在テ繩ノ如ク長ク生ル物ナレハナリ」と命名の由来を述べている。

<sup>7</sup> 垣津旗については和名抄の記事(卷二十・十六才)の「蘇敬本草注云。劇草、一名<sup>(21)</sup>馬蘭<sup>(22)</sup>豆波太。」を引用し「カクアレトモ此集ニハ假名ト借字トニテ書テ正字ナシ」と述べている。契沖は和名抄に記載の漢語、ここでは「劇草」または「馬蘭」を「正字」とみなしていた。『本草和名』(版本)も「蟲實」を見出し語として挙げ、「蟲實<sup>(23)</sup>楊玄操<sup>(24)</sup>一名劇草……一名馬蘭子……和名岐都波太<sup>(25)</sup>」としているからカキツバタに漢名「劇草」「馬蘭」「蟲實」をあてるのは平安期以降のようだ。

契沖は続けて「今ハ杜若トカケトモ此ハ香草ト注シタレハオホツカナシ」とも述べる。江戸期には「カキツバタ」「杜若」をあてるのが一般であった。しかし、契沖の字書には杜若—「香草」とあり、納得いかなかつたらしい。李時珍の『本草綱目』は「杜若」を芳草類に分類している。<sup>(26)</sup> 中国では「杜若」はショウガ科の「香草」とされる。日本で「杜若」をアヤメ科カキツバタにあてたのは誤り

であった。<sup>(23)</sup>

8 莫告藻の項でも契沖は和名抄の記事（巻十七・十八ウ）を最初に引用している。和名抄は漢語抄の記事「漢語抄云、神馬藻三字云奈乃里曾」を引用し「今案、本文未詳。但神馬莫騎之義也」と述べている。これに対して契沖は「今按、此漢語抄ノ説ハ不審アリ」という。「濱藻」が「莫告藻」と命名された由来は允恭紀の衣通郎姫の歌謡説話によって明らかである。漢語抄が「莫告藻」とせず「神馬藻」と表記していることを「不審ナリ」と言っている。「莫告藻」の起源説話に触れない和名抄についても「順朝臣モ允恭紀ハ暗記セラレサリケルナルヘシ」と批判的だ。

代匠記初稿本（巻四・五〇九番歌）訳文にも同趣旨の記事がある。「なのりそといふ名は、日本紀に由緒あるを、順かんかへもらされたるなり。神馬莫騎の義うけられす」と述べる。契沖によれば神馬藻は莫告藻の転義であり、後世の表記である。辞典編纂者としての順が日本紀所載の莫告藻の由来を省略し、「神馬莫騎の義」とする事が不満なのである。

9 山振の項でも和名抄に対する批判がある。代匠記初稿本（巻十・一八六〇番歌）の訳文で「和名集に、款冬をやまとくきとよみて、此集を引て、山振花をいへるは、さしも和漢の才人なる順も、あやまられたり」と述べ、三体詩の張籍の詩や下学集などを引用して考

証している。それを懶怠では改めて詳細に考証を展開する。まず、和名抄の記事（巻二十・二ウ）全文を引用し、「今按、此注ニハ和漢共ニ不審アリ」と述べる。

「漢ニ付テ不審アリ」とする理由は、三体詩の張籍逢賈島詩の起句に「僧房<sup>ニ</sup>逢著<sup>ス</sup>款冬花」とあり、天隱注には「本草款冬華<sup>ノ</sup>注<sup>ニ</sup>出<sup>ニ</sup>雍州<sup>ノ</sup>南山及<sup>ヒ</sup>華州<sup>ヨリ</sup>、十一十二月采<sup>ルト云</sup>其華<sup>」</sup>とあるから款冬は冬の花であるはずだが、張籍の詩の第三句に「十二街中春雪遍<sup>」</sup>あり、早春の景であることが疑問である。<sup>(24)</sup>また、季昌増注に「款冬華<sup>、古今方用<sup>ニ</sup>為<sup>ニ</sup>治<sup>ル</sup>歟<sup>、</sup>之最<sup>」</sup>とあることは山振の実態に合わない。さらに「朗詠集ニ<sup>、</sup>款冬誤<sup>テ</sup>綻<sup>フ</sup>暮春<sup>、</sup>風<sup>ト</sup>云句モ、和名ト同シ<sup>」</sup>とあり、これは和漢朗詠集（巻上・春）の「款冬」と題する詩句「點著雌黃天有意<sup>、</sup>款冬誤綻暮春風<sup>(25)</sup>」が春に分類されていることへの疑問だろう。「是モ古來不審ヲ残セル事ナリ」と述べているが、つとに『江談抄』（第四）に「今以<sup>テ</sup>款冬<sup>、</sup>為<sup>ニ</sup>山吹名<sup>、</sup>誤也<sup>(26)</sup>」という説が見える。ただし、契沖が『江談抄』を見聞していた確証はない。ただ、和名抄が中国本草書の款冬に万葉集の山振（吹）を同定したことの背景には平安期に款冬と山振の混同がかなり一般化していたことを示すものだとは言えよう。</sup>

次に、「和ニ付テ不審」とは、和名抄が款冬に和名「夜末不々木」「夜末布木」をあてたことだ。<sup>(28)</sup>「一名ハ夜末布木トアレトモ、先ハ

「夜末不々木ナリ」とい、ヤマブキはヤマブキから来たというの  
が契沖の考えた。山里で「山落ト名付テ茹物ニシテタヘ待ル」草は  
「都<sup>ツ</sup>和<sup>ハ</sup>」のことと、山振（吹）とは異なるといふ。「款冬モ山ニ生  
ヒテ落ニ似タレハ山落ノ意ニ名付タル歟」と述べ、しかし、「世俗  
ニ落<sup>ヲ</sup>ノ花ヲ款冬ナリトテ咳嗽ニ用ウレト、能ハ等シクモコソ待ラメ  
ト物ハ殊ナリ」とも述べてヤマブキ（ヤマブキ）は款冬とも異なる  
ことをいう。そして、「落<sup>ヲ</sup>布木ト云ハ尋常ノ事ナレト、山吹ヲ  
夜未不々木ト云ヘル事ナケレハ」ヤマブキと山振（吹）は別物だ  
といふ。「此集ニ山振ト多ク書タレト、亦山吹トモ書タレハ、是ハ  
假字ニテ證トスヘキニアラス。此集ニ一處モ正字ヲカケル事ナシ」  
と結んでゐる。ここにいう「正字」が何を指すか明示されていない。  
しかし、「款冬」を指すとすれば、和名抄のいう「款冬—山吹」説  
を踏襲することになり自家撞着に陥ることになる。

<sup>10</sup>賢木については、和名抄掲載の見出し語「龍眼木」（卷十三・  
六ウ）に対し、万葉集に「賢木」と表記されているのは「郡郷ノ好  
字ノ例ノ假字歎」とい、「漢語鈔、榦<sup>ノ</sup>字、並<sup>ニ</sup>未<sup>レ</sup>詳」とある「榦」  
字については「此集第四ニ神樹トカケルモ義訓ナレハ、其意ニテ一  
字ニ合セタル歎」と説明している。

<sup>11</sup>狹根葛<sup>ヲ</sup>、<sup>12</sup>薄<sup>ヲ</sup>については、和名抄掲出の見出し語「五味」（卷  
二十・十九才）及び「薄」（卷二十一・三才）をもつて「正字」とな

し、「此集ニハ正字ヲカケル事ナシ」「此集ニハサマ～二假名ニ書  
テ正字ナシ」という。薄<sup>ヲ</sup>の項では「神功皇后紀ノ神託ニハ幡荻ヲハ  
タスゝキトヨミ、孝徳紀ニハ人ノ氏ニスゝキト云ニ蘆ノ字ヲカゝレ  
タリ。又新撰万葉集ニ、花薄曾與鞆為禮者トヨメル哥ノ左ノ詩ノ  
起句ニ、蘆花日日得<sup>レ</sup>風<sup>ヲ</sup>鳴ルト作ラセ給へハ、是モ孝徳紀ト同シク、  
蘆ハスゝキナリ。然レハスゝキトヲギトアシトハ、本ヨリ同類ト見  
エタリ」と述べてゐる。たとえ同訓であつても表記が異なれば同一  
物とせず、「同類」とするのが契沖の方法である。現代の植物学で  
もこの三者は「禾本科」の植物として同一科に分類している。<sup>29</sup>

#### 四

以上、契沖は和名抄を基本に品物解釈をしているが、和名抄の記述内容にも不満を持っていた。契沖の閲覧した和名抄は寛文七年刊の『和名類聚鈔』であることは代匠記中の引用文に訓点が記入されていることから察せられる。契沖全集は三手文庫蔵の寛文七年刊十卷（十冊）本を「契沖書入倭名類聚鈔」として、「筆蹟の面からみると、この中には契沖の自筆の書入も含まれ、他筆の部分もあるようであるが」と述べている。<sup>30</sup>三手文庫蔵本が契沖の手写本であったか否かは不明であるが、契沖の見ていた本は流布本系統の二十巻本であったことは確かだ。

さて、和名抄の記事には「陶隱居本草注云」「蘇敬本草注云」「本草云」など中国本草書からの引用も多い。契沖は代匠記の釈文でそれらを孫引きしている<sup>(21)</sup>。それに飽き足らず、契沖はさらに中国本草書を直接参考にすることを望んだようだ。

代匠記本文には『本草綱目』よりの引用が数個所あり、その一つに、「紀女郎贈・大伴宿禰家持歌」（巻八・一四六〇）の初稿本釈文に「本草綱目云。白茅根有補中益氣之功。茅針及上茅花共無益氣之功」である。（翻の引用も同じ。）「白茅根有補中益氣之功」は本草綱目（和刻本）の「白茅」の項に「〔茅根〕味傷虛羸補中益氣除瘀血閉寒熱利小便<sup>(22)</sup>」とある記述に相当する。契沖の引用文と全く一致するわけではないから、本草綱目からの直接の引用ではないかもしれない。また、「茅針及上茅花共無益氣之功」に相当する本草綱目の記事は見当たらない。これは本草綱目を種本とする本邦の医書からの引用であるうか。

代匠記には続けて「今の哥にめしてこえませとよみ、返しにはなをくへといやゝせにやすとあれは、人をこやす功あるやにや。」とある。「茅花」には人を肥やす功があるとは万葉人（紀女郎）の知識であるが、その根拠を契沖は中国本草書に求めた。しかし、ツバナに「人をこやす功ある」明証は本草綱目からは得られなかつた。「他の医書などにあることにして。」と結んでいる。契沖は「こ

で本草綱目を「医書」としている。「嗤咲咲瘦人歌」（巻十六・三八五三）の釈文（翻）でも「夏瘦ハ或医師ニ尋侍リシカハ、此國ニ申習ハシタル事ニテ、中華ノ医書ニハ見エス。夏病ト云ヲソレニヤト推シ意得ル由申シキ。」と述べている。「中華ノ医書」に対する関心は強かったようだ。

本草綱目よりの引用のもう一個所が巻十四・三三七七番歌の「宇家良我波奈乃」の釈文（翻）にある。先づ、「うけらはをけらにて白朮なり。」と述べ、和名抄を引用し、ついで、本草綱目（巻十二）の「集解」の記事を「頌曰」以下十行（約一七〇字）にわたって引用している。『本草綱目』の「宋蘇頌曰。朮今處々有之。……夏開花紫碧色。或有黃白色者。」の記事から契沖は万葉歌のラケラを「今色に出などいへるはをけらの花の色々ある中に、むらさき紅なるによせてよめるなるへし。」と解した。歌の解も「をけらか花の色に出ることくには色にな出そとなり」とする。契沖引用の本草綱目の記事には「陶隱居曰。朮有二種。則爾雅所謂抱莖即白朮也。白朮生杭越舒宜州高山崗上……莖端生花。淡紫碧紅數色。以大塊紫花為勝。古方之所用キル朮白朮也。」とある。契沖は「白朮」の花が「淡紫碧紅數色」あることから「うけらはをけらにて白朮なり」とした。

しかし、本草綱目によれば、陶隱居は「朮有二種」として、

「爾雅所謂抱蘿<sup>ハ</sup>即白朮也」と言い、李時珍も「白朮」と「蒼朮」を区別して、「蒼朮」は「山薑也。處々山中<sup>有</sup>之。苗高二三尺。其葉抱<sup>ハ</sup>莖<sup>ヲ</sup>而生。稍間葉似<sup>ハ</sup>棠梨葉」、「白朮」は「抱蘿也。吳越<sup>ニ</sup>有<sup>之</sup>。人多<sup>々</sup>取<sup>レ</sup>根<sup>ヲ</sup>栽<sup>特</sup>。一年即稠……」といふ。本草綱目は「昔人用<sup>レ</sup>朮<sup>ヲ</sup>、不<sup>レ</sup>文<sup>レ</sup>赤白<sup>、</sup>自<sup>レ</sup>宋以來始<sup>テ</sup>言<sup>レ</sup>蒼朮<sup>」</sup>とも述べている。

これをうけて、本邦では貝原篤信(『大和本草』)なども「白朮・蒼朮」の区別をしている。

一方、和名抄の記事「朮 爾雅注言<sup>朮</sup>諸律反和似蘿生山中故亦名山蘿也」(卷二十・四才)は本草綱目の「蒼朮」に相当する。『爾雅注』の「楊枹蘿<sup>似<sup>ハ</sup>葦<sup>ノ</sup>肥大<sup>(33)</sup></sup>」が「白朮」に相当する。契沖が万葉歌のオケラを「白朮なり」と断じ、和名抄を傍証として引用しているのは必ずしも妥当ではない。

契沖が万葉歌のオケラを「白朮なり」と断定したのにはオケラの花は「むらさき紅なり」という先入観があつたからかもしれない。逆に、歌の解釈として「をけらか花の色に出ることくには色にな出そとなり」が先にあって、この「をけらか花」に見合う「花の色」は「むらさき紅」でなければならなかつたのかもしれない。いずれにしても、契沖が本草綱目の内容をどこまで正確に理解していたかは疑問である。

なお、今日では武藏野の山野に自生するオケラは「草丈五〇セン

チ前後、夏から秋にかけて、白色、ごく稀に紅色の頭状花をつける<sup>(34)</sup>花として知られている。これは本草綱目の所謂蒼朮に相当する。「色に出なゆめ」の解釈も「(目立たない花である) うけらの花のやうに、顔色にはお出しなさるな」が主流となっている。

代匠記(精選本) 物积の「よふ<sup>ニ</sup>鳥」の項に林羅山の『野槌』からの引用があることは既述した。『野槌』には本草綱目の引用が随所に見える。また、代匠記本文中には林羅山編『多識篇』の引用も見られる。卷八・一五九二番歌の「田廬」の訓みについて「近来林氏力多識篇<sup>ニ</sup>、タノイホリト點セルハ、非ナリ」(圈)、「林子か多識篇にもたふせとよむ事はしらさりけると見えて田のいほりとよめり」(圈)などとある。『野槌』や『多識篇』は契沖が本草綱目に関心を寄せるようになるもう一つの契機であったと推定される。

代匠記精選本成立の元禄三年(一六九〇)<sup>(35)</sup>ころ以後も契沖の本草綱目に対する関心は持続されている。『和字正濫鈔』(元禄八年刊本)には本草綱目が引用書名として七箇所(虎杖いたどり・葵あひひ・榧かへ・菴蘆子は<sup>ム</sup>こ・地膚にはくさ・蕗ふ<sup>ム</sup>き・葎草もくら)に挙げられている。また、「疑冬やまふ<sup>ム</sup>き」の項には「本草の圖なと似ながら、またそれとも定かなし」とあって本草書の図鑑なども参照していくことが察せられる。

契沖が和名抄を重宝したことは、三手文庫蔵本の寛文七年刊本に

契沖説の書入れが見出されると、この書

入れについて、契沖全集解説<sup>(38)</sup>は「總じて契沖の説を數度に亘って記

入したものが中心をなすと見られる」と述べている。その書入の中に「種季曰、魏鐘大傳書曰、赤<sup>キコト</sup>如<sup>アシテ</sup>鷄冠<sup>トリカブト</sup>、黃如<sup>アシテ</sup>蒸粟<sup>スルハシ</sup>云<sup>ク</sup>、鷄冠<sup>トリカブト</sup>蒸粟共玉名、見<sup>シテ</sup>本草綱目<sup>。</sup>」<sup>(39)</sup>

粟應<sup>スルハシ</sup>改栗、順俗呼<sup>テ</sup>為<sup>スル</sup>女郎<sup>。</sup>對是亦

女郎<sup>菊之異名、見<sup>シテ</sup>本草綱目<sup>。</sup>俗似<sup>スルハシ</sup>蒸粟色<sup>。</sup>解<sup>スルハハ</sup>大非也<sup>。</sup></sup>

」<sup>(40)</sup>といふ褐書の一文があつて、参考書として本草綱目が挙げられている。伊庭種季は今井似闇自筆本の『万葉緯』（三手文庫蔵）の跋の筆者であり、その補訂や校正に従事した一人である。契沖の本草学に対する関心は似闇を介して、この種季にまで及んでいると見てよいだろう。

代匠記（精選本）物积の霍公鳥の項の欠文が水戸家の积万葉集に

よつて補い得ると言われてることは既述した。その积万葉集の記述の中に本草綱目の引用があつた。この引用は契沖が物积執筆時に既に書かれていたかどうかは疑問がある。积万葉集の執筆時に新たに補訂されたものかもしれない。しかし、それが契沖の執筆意图を外れるものではなく、むしろ契沖の意図を反映したものと言い得よう。とすれば、契沖の中国本草学攝取の影響は水戸家の学者達にまで及んでいたということであろう。

〈注〉

(1) 『契沖研究』（昭和五十九年一月・岩波書店刊）、池田利夫「契沖注釈書の生成」の第一章「万葉代匠記の起筆と構想」参照。

(2) 引用は『白井光太郎校註大和本草』（昭和七年七月刊）の複刻版（昭和五十年十月有明書房刊）による。

(3) 「藻」には「海藻」「川藻」を含める。「菅藻」は卷七・一一三六番歌では「川藻」のことだが、これも便宜上別項目にして「海菜」に含めた。

(4) 『契沖全集』第八巻（一八七頁）参照。

(5) 京都大学文学部国語学国文学研究室編『天治本新撰字鏡増訂版』（昭和四十二年十二月臨川書店刊）参照。

(6) 李時珍『本草綱目』（大阪府立中島図書館蔵本）第四十九巻（二丁ウ）参照。

(7) 杉本つとむ編『小野蘭山本草綱目啓蒙』（昭和四十九年一月早稲田大学出版部刊）卷四十五・林禽類（七一四頁）参照。

(8) 『契沖研究』の林勉「万葉代匠記と契沖の万葉集研究」の第一章「万葉代匠記の成立」（一六六頁）参照。

(9) 引用は『积万葉集』別巻第二（水戸彰考館蔵）写真複製版

- (国文学研究資料館蔵)による。
- (10)『契沖全集』第四巻(一九頁)参照。
- (11)(10)に同じ。
- (12)『本草綱目』草部第十四巻(芳草類)(三十丁オ)参照。
- (13)『本草綱目』草部第十四巻(芳草類)(三十丁オ)参照。
- (14)『契沖全集』第八巻「古今餘材抄」第二(九三頁)参照。
- (15)『古今餘材抄』(第二巻)は高知県立図書館蔵山内文庫の『谷真潮本』によつて、和名抄の欠文を補い、さらに、後漢の文人馬融の「長笛賦」および謝玄輝の「敬亭山詩」を引用している。
- (16)『契沖全集』第二巻(四八頁)参照。
- (17)『契沖全集』第三巻(五二〇頁)参照。
- (18)引用は片桐洋一監修ひめまつの会編著『類聚古集訓読総索引』(平成十二年三月大学堂書店刊)の「本文部」による。ただし、引用文中の「援」字は「猿」ともとれる。
- (19)『契沖全集』第二巻(一五六頁)参照。
- (20)木下正俊「廣瀬本萬葉集——その後のことなど——」(『萬葉』第百五十号、平成八年一月号所載)参照。
- (21)寛政八年版『本草和名』(大阪府立中島図書館蔵)上巻(三十二丁ウ)にも「欵冬花」を和名「フキタンポポ」とある。これもかなり一般化していた混同であろう。
- (22)『本草綱目』草部第十四巻(芳草類)(三十丁オ)参照。
- (23)北村四郎『本草の植物』(昭和六十年九月保育社刊)「杜若」(一七四頁)参照。
- (24)北村四郎『本草の植物』は「欵冬花」を和名「フキタンポポ」とする。フキタンポポは花は黄色で早春に開花する。ツワブキにあてるのは誤りといふ。
- (25)引用は日本古典文学大系『和漢朗詠集』(卷上「春」)による。
- (26)引用は新日本古典文学大系『江談抄』第四(六七)(一三七頁)参照。
- (27)『契沖研究』の林勉「万葉代匠記と契沖の万葉集研究」の章末にある別表五・万葉代匠記引用典籍類にも書名は見えない。
- (28)寛政版本『本草和名』(大阪府立中島図書館蔵)上巻(三十二丁ウ)にも「欵冬……和名也未布々岐一名於保波」とある。これもかなり一般化していた混同であろう。
- (29)小清水卓二『萬葉植物』(昭和十九年五月三省堂刊)参照。
- (30)『契沖全集』第十六巻「解説」(七九六頁)参照。
- (31)卷十一・一二〇四番歌題(『契沖全集』第四巻・五一〇頁)、卷第二十号(平成元年二月)所載)参照。

十一・二八一八番歌題（『契沖全集』第五卷・二五七頁）、卷十一・二五三八番歌題（『契沖全集』第五卷・一〇九頁）など。

(32) 引用は『重訂本草綱目』（武林錢衛藏板）（大阪府立中島図書館蔵 645・96）卷之十三（四六丁才）による。本書は巻末に「寛文十二年壬子臘月吉辰」と刊記がある。寛文刊版本系統の一本。前掲（6）（22）の『本草綱目』も同書。

(33) 引用は『南北朝刊爾雅』（神宮文庫蔵）影印本（昭和四十八年四月古典研究会刊）による。

(34) 水島義治『萬葉集全注卷第十四』（昭和六十一年九月有斐閣刊）（九四頁）参照。

(35) 引用は澤潟久孝『萬葉集注釋』卷第十四（昭和四十二年三月中央公論社刊）参照。

(36) 『契沖全集』第四卷（一四一頁～一四二頁）参照。

(37) 『契沖全集』第十六卷末「契沖年譜」による。

(38) 『契沖全集』第十六卷解説（築島裕）（七九六頁）参照。

(39) 引用は『契沖全集』第十六卷「書入二」（「倭名類聚鈔卷第二十」の「女郎花」の項）（四〇四頁）による。

（わだ よしかず／福井工業大学講師）